

医政第455号
平成27年6月24日

一般社団法人栃木県医師会長 }
栃木県病院協会会長 } 様
一般社団法人栃木県歯科医師会長 }

栃木県保健福祉部医療政策課長

医師及び歯科医師の資格確認の徹底（免許証の原本確認）について

県の医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、無資格者が眼科医になりすまし医療行為を行ったとして、医師法違反（無資格医業）の容疑で逮捕されたとの報道がありました。

無資格者が医業又は歯科医業を行うことは法令に違反することはもとより、その態様によっては、無資格者にそれらの業務を行わせた医療機関の開設者もしくは管理者についても責任が問われることとなります。

つきましては、各医療機関で医師及び歯科医師を採用する際には、免許証の原本確認について徹底するように、貴会員に対し、御周知くださいますようお願いいたします。

医療政策課医療指導担当
TEL:028-623-3085